

2025 年度版

下諏訪町

商工業 & 移住定住

活用ガイドブック

～下諏訪町の産業～

豊かで活力あるまちづくりに欠かせないのが産業の振興です。下諏訪町の産業は、戦前は製糸業、そして戦後は精密機械工業、観光業を中心に着実に発展してきました。

下諏訪町では現在、農林漁業の近代化、高度技術都市への促進、新時代に対応した商業活動の活性化、豊富な観光資源の有効活用など、官民一体となった産業振興策を進めています。また、労働環境の整備や雇用の安定化への取り組みにも努めています。

工業は高度技術都市として、さらなる技術水準の向上や人材育成、経営の合理化、雇用の安定を推進。商業は既存商業地域と新商業地域を有機的に結び付けるために、まちづくり推進協議会を組織して、商業の近代化に努めています。また農業は後継者難など厳しい状況にありますが、花きや果樹、歴史ある漁業の振興にも力を注ぎ、魅力とやりがいのあふれる新しい農業の確立を図っていきます。観光については、豊富な観光資源と温泉を生かし、魅力ある温泉地づくりをめざしています。

下諏訪町ホームページより抜粋

この「活用ガイドブック」は、商工業振興施策や労務対策、移住定住に向けての助成として、住民生活の向上や町内企業の経営の健全化及び成長発展、移住定住促進に活用いただくための制度を掲載しています。各種制度は、町民の皆さまや中小企業者及び移住者の方向けとなっていますが、制度により対象条件が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

1.融資あっせん

・ 中小企業融資制度	1
・ その他制度等のご案内	6

2.商工業の振興

・ 安心安全対策・住宅省エネ化リフォーム補助金	7
・ 商工業振興助成事業	9
・ チャレンジ起業支援事業	11
・ 商店街環境整備事業	12
・ 中小企業連鎖倒産防止共済掛金補助金	13
・ チャレステしもすわ	13
・ 諏訪地域創業スクール	14
・ ものづくり支援センターしもすわ	15

3.雇用・人材育成

・ 中高年齢者等雇用促進奨励金	17
・ 求人情報提供	17
・ 中小企業退職金共済掛金補助金	18
・ 合同就職説明会	18

4.労働福祉の向上

・ ウェルワーク諏訪湖	19
・ 勤労者生活資金融資	20
・ 勤労者住宅の新築等資金利子補給金	21

5.移住定住に関わる支援

・ 移住定住促進住宅取得事業補助金	22
・ 結婚新生活支援事業補助金	23
・ 空き家情報バンク	24
・ 空き家等家財道具処分補助金	25
・ 空き家等仲介補助金	26
・ 下諏訪移住交流スペース	27
・ U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金	28
・ 奨学金返還支援事業補助金	29

6.観光事業に関わる支援

・ 観光振興助成事業	30
・ 観光宿泊施設助成金	31

中小企業融資制度(町融資制度)



町が金融機関に対して資金を預託することにより、町内中小企業の方々が町内金融機関から低利で融資を受けられる制度です。融資に際しては、長野県信用保証協会の保証付き融資となっていますが、この際必要となる信用保証料は、町で一部又は全額を負担します。

融資の対象となるもの	① 店舗の新增改築、内装及び店舗に付随する設備等を設置するとき ② 機械設備の新設や増設をするとき ③ 仕入れ資金や決済資金などの運転資金が必要なとき ④ 売上が減少したときまたは経営に支障が生じたとき		
	○対象範囲		
	業種	資本金（出資総額）※2	常時使用する従業員数 ※2
	小 売 業	5,000 万円以下	50 人以下
	サービス業		100 人以下
	卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
	建 設 業 その他の産業	3 億円以下	300 人以下
	ゴム製品製造業 ※1		900 人以下
	ソフトウェア業または 情報処理サービス業		300 人以下
	旅 館 業	5,000 万円以下	200 人以下
融資を受けることができる方	※1 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。		
	※2 資本金または従業員数のどちらか一方が該当すれば対象となります。		
	① 1 年以上引き続いて同一事業の営業実績のある法人または個人並びに事業協同組合等の中小企業団体。ただし、開業資金については、町内で開業しようとする方または開業してから 5 年未満の方 ② 町税等を完納している方（町税等の納税証明書の提出が必要） ③ 信用保証制度で定める対象業種を営む方		

融資を受けることができない方	① 金融機関から取引停止の処分を受けている方 ② 保証協会等で代位弁済中の方 ③ 許可等が必要な業種でこれを受けていない方 ④ 公序良俗に反する行為または違法な行為を行っている方 ⑤ 経営継続の見込みのない方 ⑥ 制度融資を不正に利用したことがある方 ⑦ 営業と家計が分離していない方
対象外	① 事業経営とは関連のない投機資金、住宅資金、生活資金 ② 設備資金において既に設備の取得等がなされているもの ③ 農林漁業、風俗営業飲食業の一部、公益法人、社会福祉法人、学校法人 等

○町制度融資取扱金融機関

金融機関名	電話番号
八 十 二 銀 行 下諏訪支店	0266-27-1182
諏 訪 信 用 金 庫 下諏訪支店	0266-27-5678
湖 浜 支 店	0266-28-2611
御田町支店	0266-28-0311
長野県信用組合 下諏訪支店	0266-28-7611
長 野 銀 行 下諏訪支店	0266-28-7077



○下諏訪町中小企業融資あっせん資金メニュー

資金名	融資の対象者	融資の対象	融資の条件			
			限度額	利率	償還期間 (据置含む)	保証人等
振興資金	町内に工場または事業所を有する方で、町税を完納し、かつ、同一事業を 1 年以上経営している方	[設備資金] 機械類の購入改良及び工場店舗の 新增改築資金並びに従業員の ための福利施設資金	1,500 万円	年 1.90%	10 年以内 (据置 1 年 以内)	[保証人] 原則として法人 代表者以外の保 証人は不要 [担保] 必要に応じて徴 する [保証料] 一部または全額 町負担
		[運転資金] 経営に必要な資 金	1,000 万円		5 年以内 (据置 6 月 以内)	
設 備 近 代 化 資 金	町内に工場または事業所を有する方で、町税を完納し、かつ、同一事業を 1 年以上経営している方で、次の各号のいずれかに該当する方 ①電子機器利用設備またはこれに類する先端技術産業に係る設備を導入しようとする方 ②省エネルギー対策・節電対策のための設備設置や改造、修理をしようとする方	[設備資金] 先端技術産業に係る機械類の購入資金、省エネルギー・節電対策のための設備の設置等に係る資金	2,000 万円	年 1.70%	10 年以内 (据置 1 年 以内)	
経営安定 資 金	町内に工場または事業所を有する方で、町税を完納し、かつ、同一事業を 1 年以上経営している方で、次の各号のいずれかに該当する方 ①円高や経済の変動等の影響により、最近 3 か月の売上額等が前年同期に比べて 5%以上減少している方 ②経営に著しく支障を生じている方	[運転資金] 経営に必要な資金	2,000 万円	年 1.60%	7 年以内 (据置 1 年 以内)	

資金名	融資の対象者	融資の対象	融資の条件			
			限度額	利率	償還期間 (据置含む)	保証人等
経営安定 借換資金	経営安定資金の融資条件を満たし、保証協会の保証付き借入残高を借り換える方で、保証協会の承諾を得られる方	[運転資金] 経営に必要な資金	2,000 万円	年 1.40%	10 年以内 (据置 1 年以内)	[保証人] 原則として法人代表者以外の保証人は不要 [担保] 必要に応じて徴する
企業立地 資金	町内に工場または事業所を有する方で、町税を完納し、かつ、同一事業を 1 年以上経営している方で、新たに用地を取得して、工場若しくは事業所等を新設または移転しようとする方	[設備資金] 工場新設資金 土地購入資金	5,000 万円	年 2.10%	12 年以内 (据置 1 年以内)	[保証料] 一部または全額町負担
開業資金	町内で開業しようとする方または開業してから 5 年未満の方	[設備資金] 設備投資に必要な資金	1,000 万円	年 1.00%	10 年以内 (据置 6 月以内)	[保証人] 原則として法人代表者以外の保証人は不要
		[運転資金] 経営に必要な資金	500 万円		5 年以内 (据置 6 月以内)	[担保] 必要に応じて徴する [保証料] 一部または全額町負担 ※創業等関連保証または創業関連保証を利用できる方は、無担保・無保証人による貸付を受けることができる。なおこの場合、法人代表者以外の保証人は不要とする。

資金名	融資の対象者	融資の対象	融資の条件			
			限度額	利率	償還期間 (据置含む)	保証人等
商店街 活性化 資金	町内の商業者で、町税を完納し、かつ、同一事業を1年以上経営している方(投資後の店舗等の面積が500㎡未満)	[設備資金] 店舗等の新築・増築または改築に必要な資金	1,000万円	年 2.10%	建物10年以内 その他7年以内 (据置1年以内)	[保証人] 原則として法人代表者以外の保証人は不要 [担保] 必要に応じて徴する [保証料] 一部または全額町負担
		[運転資金] 商店街事業者の経営に必要な資金	750万円		5年以内 (据置6月以内)	

(注1) 償還方法は全ての資金について月賦償還とします。

(注2) 経営安定借換資金は、既存の下諏訪町中小企業融資制度資金や長野県中小企業融資制度資金、長野県信用保証協会の保証付きの資金を借り換えるための資金です。責任共有制度対象の保証を、責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできません。また、借換対象資金に担保を徴している場合は、原則として担保を徴します。

(注3) 経営安定資金は、貸付日から2年間1.0%の利子補給をしています。利子補給を申し込む際には、納税証明書の提出をいただきます。ただし、経営安定借換資金は、利子補給は行いません。

(注4) 町に申し込み後、審査には時間がかかります。(第5営業日が目安です。)融資をご希望される場合は、早めに金融機関にご相談ください。必要書類についても、金融機関でご確認ください。

その他制度等のご案内

○信用保証制度

中小企業が金融機関から融資を受ける際に、円滑な借入れが行われるように信用保証協会が公的な「保証人」となりその借入債務を保証する制度で、町・県の融資制度利用時には保証協会の信用保証が必要となります。その際、保証料が必要となりますが、利用する資金メニューや保証人の有無により、負担者及び負担割合が異なりますので、詳細は金融機関か長野県信用保証協会諏訪支店へお問い合わせください。

長野県信用保証協会諏訪支店 諏訪市高島 1-12-18 0266-52-1946

○日本政策金融公庫融資制度

資金を必要とする中小企業に対して、日本政策金融公庫の国民生活事業で経営改善貸付（マル経融資）・普通貸付等や、中小企業事業で新事業活動促進資金・経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）等の紹介を行っています。詳細につきましては、下諏訪商工会議所・日本政策金融公庫松本支店までお問い合わせください。

	下諏訪商工会議所	0266-27-8533
日本政策金融公庫松本支店	松本市中央 1-4-20	0263-33-0300

○中小企業融資制度（県）

県の中小企業融資制度には、中小企業振興資金・経営健全化支援資金・信州創生推進資金・経営改善サポート資金等があります。詳細につきましては「長野県中小企業融資制度のご案内」をご覧ください。誠にありがとうございます。お問い合わせください。

長野県諏訪地域振興局 商工観光課工業係：0266-57-2922



安心安全対策・住宅省エネ化リフォーム補助金

災害に備えた安心安全のまちづくりを促進するとともに、住宅の維持費低減による生活環境の向上を目的に、町内の工事請負業者を利用して行う工事について一部補助を行います。



対象者	① 町内の住宅を工事する方 ② 町に住民登録し、居住している方、または、居住しようとする方 ③ 該当工事において他制度の補助を受けていない方 ④ 町税等を滞納していない方 ⑤ 町内の工事請負業者を利用して行う方 ※所有者以外が居住している場合は、2親等以内の親族まで申請することができます。また、賃貸借契約のある場合は、所有者の同意書の添付により借主が申請することができます。
対象工事	① 住宅改修審査会で承認された工事 ② 対象経費が10万円以上の工事 ③ 申請年度内に完了する工事
必要書類	★事業計画書（理由、工事箇所、工期、改修内容等） ★見積書（詳細が分かるもの） ★補助対象工事を行う住宅の現状及び工事施工予定箇所の写真 ★工事計画図面（平面図及び立面図） ○住宅地図等による位置図 ★住宅省エネ化リフォーム工事の場合は、リフォームする設備が既設の省エネ性能を上回ることがわかる書類 ○住民票（申請者等） ○納税証明書（家屋の所有者及び申請者） ○評価証明書（家屋） ★工事請負業者が町内業者である旨の関係書類 ○所有者と申請者が異なる場合は所有者の同意書 ※申請者が賃貸契約者の場合は賃貸契約書も提出してください。 ○★その他町長が必要と認める書類 ○・・・申請する方でご用意ください。 ★・・・工事請負業者でご用意ください。
受付期間	令和8年2月13日（金）まで ※予算に限りがあり、年度途中でも受付を終了する場合があります。

安心安全対策工事		
万一家屋が倒壊しても一定の空間を確保する工事や、災害等によるブロック塀等の倒壊を未然に防ぐ除去工事が対象です。		
対象工事	居室減災化工事	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅に、耐震シェルター、耐震ベッド等の設備及び構造の補強を行う工事
	ブロック塀等 除去工事	住宅の敷地に存するブロック造、石造、またはれんが造の門・塀を除去する工事及び代替の施設（フェンス等）を設置する工事
	屋外広告物除去工事	住宅に附随する屋外広告物を除去する工事
補助金額	補助率	1/2（補助対象工事に要する経費に相当する金額）
	限度額	20 万円 空き家情報バンク登録物件については上限が 10 万円 加算されます

省エネ化リフォーム工事		
ゼロカーボン推進の観点から、建物の省エネ化を推進する工事が対象となります。		
対象工事	浴槽、台所（キッチン） 洗面所、トイレ	節水型、高断熱型等、現在設置されているものより省エネ性能が向上するもの
	床、天井	その部屋が現在より断熱性能が向上するもの （断熱材の追加、床暖房の導入など）
	外壁、屋根	建物全体が現在より断熱性能が向上するもの （屋根材の変更、断熱塗料等による屋根、外壁の塗替えなど）
	窓、ドア	現在より断熱性能が向上するもの （二重サッシの設置等）
補助金額	補助率	1/10（補助対象工事に要する経費に相当する金額）
	限度額	20 万円 空き家情報バンク登録物件については上限が 10 万円 加算されます

※補助を受けるためには、申請書に必要書類を添えて事前に申請いただき、審査会で承認を得る必要があります。決定前に工事をされた場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。
 審査会は月に 1 回行います。余裕をもって申請をお願いします。
 審査会等日程については、町ＨＰでご確認いただくか、お問合せください。

町に新しく工場や施設を建てたい方へ・・・



商工業振興助成事業

一定の広さ以上の工場、研究開発施設や商業施設を造ることと、一定額の投資があることを条件とし、新たな生産設備の下で確かな企業発展が図られるよう投下資本の一部を助成するとともに、立ち上げの一定期間における固定資産税の課税を減額します。

○商工業振興助成事業一覧（商工業振興条例）

事業の種類	対象者	対象事業	助成の基準	助成率
1 施設新設事業	工業者 (町外) または 新たな 工業者	町内の特定地域（※1） に施設を新設する事業 または工業者以外の方 が、新たに特定地域に 施設を新設する事業	家屋面積 100 ㎡以上、投下 固定資産総額（※2） 500 万円以上 1 億円未満	投下固定資産総額の 5/100 以内 500 万円を限度
			家屋面積 100 ㎡以上、投下 固定資産総額 1 億円以上	投下固定資産総額の 5/100 以内 1,000 万円を限度
2 特定地域内施設 新設事業	工業者 (町内)	特定地域に施設を有 し、特定地域に施設を 新設する事業	家屋面積 50 ㎡以上、投下 固定資産総額 500 万円以 上	投下固定資産総額の 5/100 以内 500 万円を限度
3 特定地域外施設 移転新設事業		特定地域外の施設の使 用を廃止し、特定地域 に施設を新設する事業		
4 施設増設事業		特定地域内にある施設 に隣接または接続して 施設を増設する事業	家屋増加面積 30 ㎡以上、 投下固定資産総額 300 万 円以上	
5 空き工場活性化 促進事業		特定地域にある施設を 取得する事業	家屋面積 50 ㎡以上、投下 固定資産総額 500 万円以 上	
6 中小企業高度化 事業	中小 企業者	(独) 中小企業基盤整備 機構法施行令に定める 中小企業構造の高度化 事業	投下固定資産総額 1,000 万円以上	投下固定資産総額の 10/100 以内 800 万円を限度
7 商業施設新設 事業	商業者 (町内)	町内に自己所有の商業 施設を新設する事業	家屋面積 50 ㎡以上、投下 固定資産総額 500 万円以 上	投下固定資産総額の 5/100 以内 500 万円を限度
			家屋面積 1,000 ㎡以上、投 下固定資産総額 1 億円以 上	投下固定資産総額の 5/100 以内 1,000 万円を限度

8 商業施設増設事業	商業者 (町内)	町内に自己所有の商業施設を増設する事業	家屋面積 30 ㎡以上、投下固定資産総額 300 万円以上	投下固定資産総額の 5/100 以内 200 万円を限度
			家屋面積 300 ㎡以上、投下固定資産総額 4,000 万円以上	投下固定資産総額の 5/100 以内 500 万円を限度
9 商業施設改修事業		町内に自己所有の商業施設を改修する事業	家屋面積 500 ㎡以上、投下固定資産総額 500 万円以上	投下固定資産総額の 5/100 以内 300 万円を限度
10 商業施設移転新設事業		町内に自己所有の商業施設を移転新設する事業	家屋面積 50 ㎡以上、投下固定資産総額 500 万円以上	投下固定資産総額の 5/100 以内 200 万円を限度

○固定資産税の課税減額（町制度）

上記のいずれかに該当する事業で、投下固定資産総額が1億円以上の新設または増設をする場合に、操業開始日以後、初めて課税される年度について 50%減額します。

※1 特定地域とは（都市計画法）

工業団地及び用途地域区分で「準工業地域」と「特別工業地区」の指定をした地域のことです。

※2 投下固定資産総額とは

新築、増改築経費及び当該建物の中に新たに購入して設置した償却資産取得価格の合計のことです。

必要書類	・ 確認申請書の写し ・ 見積書 ・ 工事設置場所を示す図面 ・ 高度化事業にあっては実施計画書の写し ・ 納税証明書 ・ 雇用計画書 ・ 工事前の写真 ・ その他町長が必要と認める書類 
提出期限	建築確認の日から 30 日以内
備考	制度によって該当条件が異なりますので、必ず事前にご相談ください。

産業振興課 商工係：0266-27-1111（内線 273）
税に関すること 税務課資産税係：0266-27-1111（内線 345）

下諏訪町の空き店舗を活用して起業創業をするときに改装したい方へ・・・



チャレンジ起業支援事業

町内に居住している個人及び法人が、既存の空き店舗等を活用することで初めて商業活動を行う場合または社会公益団体等が新たに事業を行う場合にあっては、初期投資となる店舗改装や改修に係る経費の一部を補助し、お客様に喜んでもらえる店舗づくり、サービス向上のお手伝いをします。



対象者		①町内に居住している個人及び法人が初めて商業活動を行う場合 ②社会公益団体等が新たに事業を行う場合 ※①②のいずれかに該当する方で、空き店舗等を活用し、賑わいと魅力ある商店街の形成に寄与すること
対象経費		店内改装経費に相当する金額
補助金額	補助率	対象経費の（1/3）以内
	限度額	100 万円（1 回限り）
補助条件		2 年以上経営すること
必要書類		・ 略歴書（任意様式） ・ 賃貸借契約書の写し（契約書すべて） ・ 改装費明細書の写し ・ 改装費の支払いを証明するもの（領収書や振り込み明細書） ・ 住民票の写しまたは法人の登記事項証明書の写し ・ 誓約書 ・ 納税証明書 ・ 開業届の写し
備考		・ <u>初期投資となる店舗改装や改修が該当</u>となります。開店から半年までを目安として申請ください。また、事前にご相談いただくことをお勧めします。 ・ 個人の場合は下諏訪町に住民票があること、法人の場合は法人の所在（登記）が町内にあることが条件です。 ・ 申請書提出は、その店舗改装に係る経費を施工業者等に支払後となります。

商店街環境整備事業



お客様が賑わう魅力的な商店街づくりを推進するため、商店街の地区内またはその周辺に、付帯する施設や空き店舗を改修した集客用施設等の共同施設を設置する費用の一部を補助します。



○商業団体の共同施設等設置に対する補助

対象事業		・ 駐車場及び付帯する施設 ・ アーケード及びアーチ ・ カラー舗装 ・ 街路灯 ・ 防犯カメラ ・ 空き店舗を改修した集客用施設 (ギャラリー、多目的ホール、フリーマーケット等)
対象経費		共同施設設置、改修、撤去等 (駐車場については用地購入及び取付道用地購入費を含む)
補助金額	補助率	対象経費の 1/2 以内
	限度額	300 万円
必要書類		① 設計書及び見積書 ② 商店街環境整備事業計画書 (工事着工前 20 日までに事前申請)
		① 商店街環境整備事業完了届 ② 商店街環境整備事業実績報告書 (工事完了後 15 日以内に提出)
補助条件		工事請負業者は町内業者に限る。

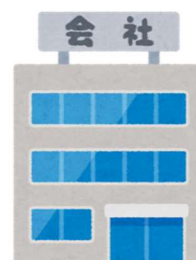


倒産防止共済に加入している方へ・・・



中小企業連鎖倒産防止共済掛金補助金

中小企業の経営の安定及び連鎖倒産防止を図るため、中小企業が中小企業倒産防止共済法に定める共済契約を締結した場合に、その共済掛金の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



対象事業費	共済掛金の 1/10 の金額
対象経費	3,000 円/月 を限度
対象期間	3 年間

共済契約について 下諏訪商工会議所：0266-27-8533
補助金について 産業振興課 商工係：0266-27-1111（内線 273）

起業・創業に向けてお試し出展をしてみたい方へ・・・

チャレステしもすわ

JR下諏訪駅の空き店舗を利用したチャレンジショップです。新たに事業を始めたい方、テストマーケティングなどにご利用ください。



出展条件	・新たに事業を始めたい方（個人、法人） ・誓約書に同意いただける方 ・販売にかかる許認可について法律を守れる方
使用料	2,000 円／1 日
営業可能時間	6：30 ～ 20：00（好きな時間を設定できます）
備考	使用方法や申込方法、そのほか詳細については、下諏訪商工会議所へお問い合わせください。

下諏訪商工会議所：0266-27-8533

諏訪地域で起業創業のノウハウを学びたい方へ・・・

諏訪地域創業スクール

商工会議所、行政（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町）、金融機関のバックアップにより、通常の経営に関する知識に加え、国の施策をはじめとした情報が手に入りやすく、また、参加者同士の人的ネットワークも構築できます。

対象者	① 諏訪地域で起業創業を考えている方 ② 既に起業創業をしている方でノウハウを学びたい方
開催期間	令和7年7月5日（土）、7月12日（土）、7月19日（土）、 7月26日（土）、8月9日（土）、8月23日（土） 計6日間
受講料	10,000 円
定員	30 名（定員になり次第募集終了）
備考	開催期間や開催方法等は状況により異なりますので、詳細はお問合せください。

国から認定を受けた創業支援等事業に基づき、該当のカリキュラムを全部受講し、かつ全体の 70%以上出席すると、「特定創業等支援を受けたもの」としてメリット（株式会社設立登記時の登録免許税の軽減等）があります。



下諏訪商工会議所：0266-27-8533

ものづくり支援センターしもすわ



町の工業関係の企業群を1つの会社として考え、受発注ネットワークを構築する「ものづくり支援センターしもすわ」は、町、商工会議所、企業の連携・連帯による強固なネットワークの形成を目指し、2011年4月に設立しました。

事業の柱として、受発注の獲得や販路開拓支援、企業連携による新製品開発及び人材育成・獲得や経営サポート支援の充実などを行い、ものづくりの活性化を図ります。また、支援センターにはコーディネーター及び職員が常駐し、補助金制度など支援のワンストップサービスの提供や企業データベースの構築による迅速な対応、町内事業所の皆さんへの情報発信を行っています。

○ものづくり支援センターによる補助金一覧

No.	補助金名	対象事業	補助率	限度額
①	製品開発補助金	製品試作開発・ユニット試作開発から販路開拓・新技術開発等の取り組みを行う事業	研究・試作開発事業	
			産学官連携枠 2/3	300万円
			産産連携枠 2/3	200万円
			個別企業枠 2/3	100万円
			新技術開発事業	
			産学官連携枠 2/3	100万円
			産産連携枠 2/3	100万円
			個別企業枠 2/3	100万円
			農商工連携製品開発事業	
			産学官連携枠 2/3	100万円
			産産連携枠 2/3	100万円
			個別企業枠 2/3	100万円
			上記開発製品のマーケティング補助金 2/3	50万円
②	展示会出展事業補助金	展示会（県外・海外で行われるもの）の出展事業	1/3	15万円
③	展示品等製作補助金	展示会・商談会に向け新たに自社展示品の製作の実施	定額補助	5万円
④	中小企業人材育成事業補助金	従業員を研修会等に派遣した場合	1/2	2万円/1研修 8万円/1企業/年

No.	補助金名	対象事業	補助率	限度額
⑤	工業製品等測定料補助金	県工業技術総合センターで行った工業製品測定の実施	1/2	30 万円
⑥	作業環境測定料補助金	労働安全衛生法に定める作業環境測定の実施	1/5	10 万円
⑦	身の丈デジタル化スタートアップ支援補助金	自社のデジタル化推進のため、ハードやソフトの初回導入に係る費用	2/3	20 万円
⑧	中小製造業者設備投資促進補助金	工場の機械装置・測定装置の投資を行う事業	一設備で投下固定資産額100 万円以上の設備を、合算した額の100 分の2 以内	100 万円
⑨	ホームページ・動画作成等補助金	ホームページを新規作成・更新または自社 PR 動画等の製作を行う事業	2/3	10 万円
⑩	ISO 等認証取得補助金	「取引先企業からの要請への対応」「国際化対応」「品質管理体制の自発的強化」「自社の信用力強化」などのために、ISO 等認証取得する事業	2/3	30 万円

対象者	町内中小製造業者
対象期間	毎年1 月1 日から12 月31 日に行った事業 (⑧のみ1 月2 日から翌年1 月1 日が対象)
申請条件	対象期間内に支払が完了していること
申請受付期間	1 月10 日から1 月31 日 ※締切が休日の場合、直前の営業日が締切となります

補助金のほか、ものづくりに関する情報が随時更新されています。詳細につきましては、ホームページにてご確認ください。

ものづくり支援センターしもすわ

検索 🔍



<https://kabu-shimosuwa.jp/>

ものづくり支援センターしもすわ : 0266-26-2226

中高年齢者等を雇用した事業主へ・・・

中高年齢者等雇用促進奨励金



公共職業安定所の紹介により下諏訪町に居住する中高年齢者等を常用労働者として雇用した場合に、奨励金を交付します。



対象者	公共職業安定所の紹介により、中高年齢者等を常用労働者として雇用した下諏訪町内に事業所を有する事業主	
区分 ※町内居住	中年齢者	45 歳以上 55 歳未満の方
	高年齢者	55 歳以上 65 歳未満の方
	心身障害者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
奨励金額	中高年齢者等を雇用した日から 1 年間に限る (4 月以上 12 月未満で離職した場合は、月割をもって計算した額)	
	中年齢者	36, 000 円
	高年齢者	48, 000 円
	心身障害者	
必要書類	・雇用保険被保険者証の写し ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し ※中高年齢者等を雇用して 1 年経過した日から 30 日以内に申請	

仕事を探している方へ・・・

求人情報提供

町ではハローワーク諏訪及び岡谷出張所の求人情報を提供しています。

ハローワーク 諏訪	〒392-0021 諏訪市上川 3-2503-1	0266-58-8609
ハローワーク 岡谷出張所	〒394-0027 岡谷市中央町 1-8-4	0266-23-8609

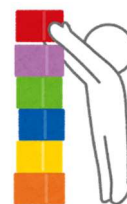
産業振興課 商工係：0266-27-1111（内線 274）

退職金共済制度へ加入した中小企業者へ・・・

中小企業退職金共済掛金補助金



中小企業の振興及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るため、中小企業者が退職金共済契約を締結した場合に、その共済掛金の一部に対し補助します。



対象者	下諏訪町内に事業所を有し、現に事業を営み、かつ、町税を完納している中小企業者
補助金額	制度に加入した従業員1人につき <u>3年間</u> （対象期間は1月から12月） <u>月額100円</u>
申込先	① 中小企業退職金共済 → 金融機関等 ② 特定退職金共済 → 下諏訪商工会議所
必要書類	・ 個人別共済掛金内訳書 ・ 納税証明書 ※対象期間分は翌年の1月20日までに申請

諏訪地域で働きたい方へ・・・

合同就職説明会

専門・短大・大学・大学院等卒業予定者（既卒3年以内含む）及び保護者の方や若年離職者を対象として、諏訪地域労務対策協議会と協力しながら、諏訪地域最多の参加企業数を数える合同就職説明会を定期的を開催しています。



○令和7年のご案内

合同就職説明会	日にち：令和7年3月14日（金）・6月14日（土）・8月9日（土）
備考	詳細につきましては、諏訪地域労務対策協議会HPをご覧ください。 https://www.work-suwa.jp/

下諏訪商工会議所：0266-27-8533
産業振興課 商工係：0266-27-1111（内線274）

さまざまな福利厚生サービスを受けたい方へ・・・

ウェルワーク諏訪湖

中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的として、下諏訪町・岡谷市の中小企業に勤務する従業員または住民に対し、福利厚生をお手伝いする事業を行っています。



会員資格	下諏訪町・岡谷市の中小企業の従業員及び事業主並びに下諏訪町・岡谷市の住民で中小企業に勤務する従業員及び事業主	
会費	入会金 300 円 会 費 500 円（月額）	
会員数	4,850 人 うち下諏訪町 740 人（令和 7 年 4 月 1 日）	
事業所数	621 社 うち下諏訪町 174 社（令和 7 年 4 月 1 日）	
サービス内容	共済給付事業	傷病休業見舞金／重度障害保険金／死亡保険金／ 後遺障害保険金／住宅災害保険金／死亡弔慰金／ 結婚祝金／出産祝金／入学祝金／二十歳祝金／ 在会祝金／結婚記念祝金／退会特別餞別金
	施設利用・催し物 鑑賞補助	東京ディズニーリゾート／ロマネット／ すわっこランド／下諏訪温泉／映画鑑賞補助 など
	各種イベント	バスツアー／講座・教室の開催／ 家族で楽しむ事業 （イチゴ狩り、アイスリクリエーション等）／ 各種スポーツ大会 （ボウリング、ゴルフ、ソフトボール）の開催 など
	その他の補助	定期健康診断補助／人間ドッグ等受診補助／ インフルエンザ予防接種補助／社員旅行補助／ 受講料補助／チケット購入補助／商品券購入補助／ レストランチケット等購入補助／物資斡旋 など
	割引指定店・施設	飲食店（21 店舗）／商店（36 店舗）／ スポーツ・レジャー・美術館・博物館（14 施設）／ 宿泊施設（7 施設）

ウェルワーク諏訪湖（一般財団法人 諏訪湖勤労者福祉サービスセンター）

下諏訪事務所 〒393-8501 下諏訪町 4613-8 電話/FAX 0266-28-1511

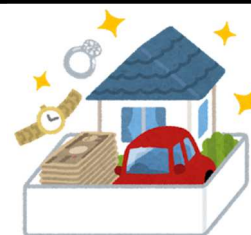
岡谷事務所 〒394-0031 岡谷市田中町 3-7-28 電話 0266-24-3010 FAX 0266-24-3018

ホームページ <https://www.suwako-kinrosha.or.jp> メール info@suwako-kinrosha.or.jp

勤労者生活資金融資



町内に居住する勤労者の生活の安定を図り、福祉の向上に資するために長野県労働金庫（ろうきん）と協調し、生活資金の融資のあっせんをします。



対象者	① 町内に引き続き１年以上居住している方	
	② 税金等を滞納していない方	
対象資金	① 教育に関する資金（大学・短大等に関わる入学金・授業料等）	
	② 自動車に関する資金（車等の購入、車検・修理・免許取得費用等）	
貸付条件	③ 住まいに関する資金（マイホームの新築・リフォーム等）	
	④ 物品購入等その他生活に関する資金（日常生活に必要な費用等）	
申込み	⑤ 福祉に関する資金（医療・介護・子育てに関する費用等）	
	※事業性資金、投機目的資金、負債整理資金、納税資金は利用不可。	
貸付条件	融資金額	最高 300 万円
	返済期間	最長 10 年
	その他、詳細については、ろうきんローンセンター諏訪湖までお問い合わせください。	
申込み	ろうきんローンセンター諏訪湖にご相談ください。	

勤労者住宅の新築等資金利子補給金



勤労者が町内に住宅の新築もしくは購入または土地の購入をするために長野県労働金庫から融資を受けた資金の利子に対し、利子補給金を交付します。



対象者	① 住宅の新築または購入にあつては延面積が独立行政法人住宅金融支援機構の融資対象面積以内であること ② 土地の購入にあつては 300 平方メートル以下とし、取得後 1 年以内に住宅建築に着手するもの	
補助金額	長期 (5 年以上)	<u>7 万円</u> を上限として、融資を受けた額の <u>5/100 以内</u>
	短期 (5 年未満)	<u>3 万 5 千円</u> を上限として、融資を受けた額の <u>3/100 以内</u>
必要書類	・ 雇用主からの給料等の支払いを証明する書面（源泉徴収票） ・ 建築確認済通知書の写し（住宅を新築した場合） ・ 不動産売買契約書の写し（住宅を購入/土地を購入した場合）	
備考	※住宅の新築等をした年の <u>翌年 1 月 20 日</u> までに申請してください。	

移住を機に、住宅を取得された方へ・・・

移住定住促進住宅取得事業補助金



移住を機に、下諏訪町において住宅の取得（新築または購入）
をされた方を対象とし、取得費の一部を補助します。



対象者	① 現に町内に住所を有していない方または町内に住所を有して5年を経過しない方 ② 町外に5年以上居住している（していた）方 ③ 町税等を滞納していない方 ④ 住宅取得後引き続き5年以上定住する見込みのある方 ⑤ 定住地の町内会に加入する方 ⑥ 過去にこの補助金の交付を受けたことがない方
対象住宅	① 延べ床面積の1/2以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されていること ② 公共事業等により補償を受けた物件ではない住宅 ※住宅が2世帯以上の住宅とされる場合は、入居する世帯数にかかわらず1戸の住宅とみなします
補助金額	20万円 を上限として所得に要する費用の <u>1/2</u>
必要書類	・ 申請者及び同一世帯に属するもの全員の住民票の写し ・ 納税証明書（令和7年1月1日現在の住所地で取得） ・ 対象住宅の登記簿謄本の写し ・ 対象住宅に係る建築工事請負契約書または売買契約書等の写し ・ 対象住宅取得に係る領収書等の写し ・ 対象住宅の写真（内・外観各2、3枚） ・ 町外に5年以上住んでいたことがわかる書類（住民票の除票等）
提出期限	住宅取得後、90日以内 取得とは… 新築：住民票を異動（転入、転出）した日か、登記を完了した日のいずれか遅い方。ただし、住民票の異動日と登記を完了した日の期間が1年以内であること。 購入：売買契約を締結した日か登記を完了した日のいずれか遅い方。ただし、売買契約を締結した日と登記を完了した日の期間が1年以内であること。

結婚を機に、新生活をスタートされた方へ・・・



結婚新生活支援事業補助金

結婚を機に、下諏訪町で新しい生活をスタートした世帯を対象とし、住居費用や引越費用、リフォーム費用の一部を補助します。



対象世帯		① 婚姻日における年齢が夫婦共に 39 歳以下※であること ② 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日に婚姻届を提出し、受理されていること ③ 対象となる住居が町内にあること ④ 他の公的補助による家賃補助を受けていないこと ⑤ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと ⑥ 町税等に滞納がないこと ⑦ 前年度分の夫婦の所得合計が 500 万円未満であること (貸与型奨学金の返済をしている場合、年間返済額を控除できます)
対象経費		① 住居費 (物件の購入費用または賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料) ② 引越費用 (業者へ支払った分) ③ リフォーム費用 ※結婚を契機とする経費のみ
補助金額	補助率	全額
	限度額※	夫婦ともに 39 歳以下の場合 30 万円 夫婦ともに 29 歳以下の場合 60 万円
必要書類		・ 婚姻届受理証明書または結婚後の戸籍謄本 ・ 住民票 ・ 所得証明書等、所得を証明する書類 ・ 納税証明書 ・ 奨学金の返済を確認できる書類 (貸与型奨学金を返済している場合) ・ 物件の売買契約書及び領収書の写し (購入の場合) ・ 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し (賃貸借の場合) ・ 住宅手当支給証明書 (勤務先から住宅手当の支給がある場合) ・ 引越しに係る領収書の写し (引越費用の場合) ・ 工事請負契約書及び領収書の写し (リフォーム費用の場合)

申請される方は令和 8 年 2 月末までにご相談ください。

産業振興課 商工係 : 0266-27-1111 (内線 274)

空き家／空き店舗を提供したい／探している方へ・・・

空き家情報バンク



空き家情報バンクにて空き家を売りたい・貸したい方と、空き家を買いたい・借りたい方とのマッチングを行います。

対象となるもの	現に使用していない（使用しなくなる）町内に存在する居住用または事業用の建物及びその敷地。 ※賃貸、分譲を目的とする共同住宅の建物は除きます。
空き家を提供したい方	「空き家バンク登録申込書」及び「下諏訪町空き家バンク登録カード」を提出してください。 ・申込のあった物件を空き家情報バンクに登録し、町ＨＰや町広報誌にて周知させていただきます。 ・物件に登録できるのは、所有者等の売買・賃貸の権利を有する方です。
登録できる物件	① 居住用の建物（一戸建ての普通住宅や併用住宅） ② 事業用の建物（店舗、工場など） ③ ①②の敷地
登録できない物件	・アパート ・マンション ・土地のみ
注意事項	・登録期間は２年間です。改めて登録を行うことで再登録も可能です。 ・物件の契約交渉に関わる全ての事項は、物件所有者と利用希望者の二者間または不動産業者の仲介で行っていただきます。 <u>町では、物件の売買・賃借に関する交渉、契約手続、契約後のトラブルに関しての仲介行為は行っておりませんので、ご承知おきください。</u> ※契約トラブルを防止するため、不動産業者のご利用を推奨しています。

下諏訪町空き家情報バンク

<https://kuguruto-shimosuwa.com/akiya/>

（下諏訪町移住ポータルサイト「くぐると下諏訪」内）



地域おこし協力隊：0266-78-9110

産業振興課 商工係：0266-27-1111（内線 274）

空き家等家財道具処分補助金



空き家情報バンク利用促進を図るため、また空き家の流通をスムーズに行うため、町内事業者を利用した、空き家等の片づけに対し、経費の一部を補助します。



対象者		空き家情報バンクを利用した方 ① 空き家情報バンクに登録した所有者 ② 空き家情報バンクの物件を購入した方 ③ 空き家情報バンクの物件を借りた方
対象経費		・町内に事業所を置く一般廃棄物処理業者 ・町内に事業所を置く産業廃棄物処理業者 のいずれかを利用した際の経費 （空き家の家財道具等処分及び運搬に係る経費）
補助金額	補助率	1/2（1,000円未満切り捨て）
	限度額	20万円
必要書類		・納税証明書 ・支払額を証明するもの（領収書や振込み明細書） ・家財道具等処分前後の様子が比較できる写真 ・賃借人の申請の場合は所有者の同意書
一般廃棄物処理業者		株式会社クリーンウェイスト 【電話：0266-28-7328】
		天竜商事有限会社 【電話：0266-28-1522】
		株式会社津村商事 【電話：0266-27-6208】
		株式会社六協 【電話：0266-28-6000】
産業廃棄物処理業者		一覧はQRコードからご確認ください。 （長野県HPに飛びます） 
備考		・この補助金利用後、空き家情報バンク登録から2年以内に成約以外で登録を取り消された場合は補助金を返還いただきます。 ・国及び県等で同様の補助金を利用している場合は対象外です。 ・空き家情報バンク登録につき1回の利用ができます。 ・事業完了日から 60日以内 に申請してください。



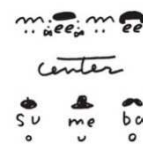
空き家等仲介補助金

空き家情報バンクに登録された物件の仲介を行った、不動産仲介業者へ、町内の空き家流通に寄与していただくため、また、スムーズな仲介をいただくための補助となります。



対象者		空き家情報バンクに物件を登録し、かつ該当物件に係る、売買及び賃貸の仲介を行った <u>不動産事業者</u>
補助金額	補助率	一律
	金額	5 万 5 千円／1 件
必要書類		・ 納税証明書 ・ 支払額を証明するもの（領収書や振込み明細書） ・ 空き家等の媒介契約書等の写し
注意事項		・ 空き家バンク登録がされていない物件は補助金の対象外です。 ・ 宅地建物取引業の許認可のない方は対象外です。 ・ <u>事業完了日から 60 日以内</u>に申請してください。 ・ 数件まとめて申請する場合にあっては、納税証明書は 1 枚で結構です。

具体的な移住の相談をしたい方へ・・・



下諏訪移住交流スペース

町では、移住定住促進専門の地域おこし協力隊が活躍しています。
地域おこし協力隊は、施設運営をしながら、様々な相談に対応しています。

下諏訪移住交流スペース mee mee center Sumeba（ミーミーセンタースメバ）			
下諏訪町に遊びに来た方、住んでみたい方、生活している地元の方をつなぐところです。地域おこし協力隊が在中しており、町の魅力、観光情報、空き家物件情報まで、「地元の人に聞きたいこと」を聞くことができる交流の場です。 移住を考えている方や、空き家のお悩みなどどんなことでもご相談ください。			
場 所	393-0061 下諏訪町 3205-10	駐車場 ○	Wi-Fi ○
営 業 日	火曜日 ～ 土曜日（日月定休）	営業時間	10：00 ～ 17：00
電 話	0266-78-9110		



地域おこし協力隊 Facebook

<https://www.facebook.com/meemeeccenterSumeba/>



地域おこし協力隊 Instagram

https://instagram.com/shimosuwa_nikki?igshid=YmMyMTA2M2Y=



下諏訪町移住ポータルサイト「くぐると下諏訪」

<https://kuguruto-shimosuwa.com>

地域おこし協力隊：0266-78-9110

産業振興課 商工係：0266-27-1111（内線 274）

東京圏及び愛知、大阪から転入された方へ・・・



UIターン就業・創業移住支援事業補助金

東京圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、愛知県、大阪府から下諏訪へ移住し
就業または創業した方に、補助金を給付します。



対象者	令和6年4月1日以降に転入し、以下条件①～③全てに該当する方 ① 住民票を移す10年間の内、通算して5年以上東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ就労をしていた方。（ただし住民票を移す直前に、連続して1年以上東京圏、愛知県または大阪府に在住し、就労していた場合に限る。下線部期間に大学等の通学期間も通算可。） ② 移住した後に、下記の条件を全て満たしている方 ●下諏訪町へ転入してから3ヶ月以上1年以内の方 ●移住支援金の申請日から5年以上継続して下諏訪町へ移住する意思があること ③ 就業について下記の条件のいずれかを満たしている方 ●長野県が運営する求人募集サイト「信州で働こう！」に掲載された事業所に就職し、3ヶ月以上経過していること。 ●「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」により長野県内に就業し、3ヶ月以上経過していること。 ●所属先企業等から命令でなく自己の意思で移住し、下諏訪町を生活の本拠として、テレワークにより移住前の業務を引き続き行うこと。 ●下諏訪町が定める関係人口の要件を満たし、長野県が運営する求人サイト「信州で働こう！」への登録要件を満たす企業等または職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業に就職し、3ヶ月以上経過していること。 ●長野県の創業支援金の交付決定から1年以内であること。
補助内容	単身者：60万円、2人以上の世帯：1世帯につき100万円 18歳未満の世帯員1人につき100万円加算
申請書類	・移住支援金交付申請書兼実績報告書 ・移住支援金に関する個人情報の取扱い ・移住支援金の交付申請に関する誓約書 ・証明書：以下の①～③のうちのいずれか ① プロフェッショナル人材、先導的人材マッチング用 ② テレワーク用 ③ マッチングサイト利用の就業者用
受付期間	令和8年1月30日（金）まで

交付要件が複雑になりますので、申請される方は必ず事前にご相談ください

産業振興課 商工係：0266-27-1111（内線274）



奨学金返還支援事業補助金

下諏訪在住の従業員に対し奨学金返還支援を行った事業所へ、返還金の金額の一部を補助します。



交付対象事業所		1 就業規則、賃金規程等に奨学金返還支援の制度が定められていること 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと 3 反社会的勢力または反社会的勢力と関係する事業所等でないこと 4 町税等を滞納していないこと
補助対象従業員		1 令和6年4月1日以降に雇用された方 2 正規雇用者で、奨学金返還支援対象者であり、他の制度等による奨学金の返還補助を受けていないこと 3 下諏訪町に住所を有していること 4 交付を受けようとする年度の末日において30歳未満であること 5 就業先が3親等以内の親族が経営を担う事業所等でないこと 6 初回申請年度の1月1日を基準日として町に3年以上住所を有すること
補助金額	補助率	1/2
	限度額※	補助従業員1人につき10万円/1会計年度（通算3会計年度）
必要書類		1. 申請書 2. 補助対象従業員の ・雇用契約書又は雇入通知書の写し ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ・奨学金の種類、返還額及び奨学生番号がわかる書類の写し ・住民票の写し 3. 交付対象事業所の納税証明書 4. その他町長が認める書類



観光振興助成事業

自然、市街地景観または温泉若しくは鉱泉など町の観光資源を活かし、特色ある事業によって観光の一層の振興を図るため、以下の事業に掛かる費用の一部を助成します。

対象事業・区域		一覧のとおり ※観光宿泊施設助成事業審査会で承認された事業
補助金額	補助率	100 万円を超える事業費に対して 3/10 (1,000 円未満切り捨て)
	限度額	300 万円
必要書類		・観光振興助成金交付申請書（様式第 1 号） ・その他、交付申請書に記載された必要な書類 (契約書の写し、事業の見積書、建造物等の設置場所を示す図面、事業実施計画書及び図面、町税等納税証明書、その他町長が必要と認める書類)
備 考		・本事業の対象になるか事前相談をお願いします。後日申請書に基づき、観光振興助成対象事業審査会において決定します。 ・事業請負業者との<u>契約後 30 日以内</u>に申請してください。 ・助成金交付の承認を受けた場合、当該事業完了の日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに事業完了届（様式 3 号）を提出してください。

○対象事業と対象区域

対象事業の種類		対象区域
1	市街地景観と調和する建造物を意匠的に新設・増設または改修する事業	町内を基盤とする中山道、甲州道中、秋宮・春宮周辺道路、鎌倉街道ロマンの道などで道路に面する一部区域が該当になります。町道宮坂線、町道春社大門通り線、県道諏訪大社春宮線、町道宮街道線、町道立町線、国道 142 号線、町道立町 1・2 号線、町道八幡道線、鎌倉街道ロマンの道、町道小湯の上横道・1 号・山ノ神道・鎌倉街道線、町道中央通り線、町道青塚 1 号線、町道鷹野町広瀬通り線、国道 20 号線、町道相楽塚通り線
2	市街地景観と調和する植栽事業	
3	宿泊施設に付帯する温泉または施設を意匠的に新設する事業	
4	上記に定めるもののほか観光客の誘客用工作物を意匠的に新設する事業	



観光宿泊施設助成金

新規で宿泊業を始める場合に伴う大規模な改修や既に宿泊業を行う者が施設の魅力向上、維持補修に係る事業の一部を助成します。

対象者	以下、すべてに該当する必要があります。 ①町内において旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者 ②町観光協会又は町内の同業組合に加盟している者 ③町税等を滞納していない者（納付誓約書により誓約している者は可） ④他の補助金、助成金等の交付を受けていない者
対象事業及び助成率	一覧のとおり ※観光宿泊施設助成事業審査会で承認された事業
完了期限	交付決定の日から <u>2 年以内</u>
必要書類	・観光宿泊施設助成金交付申請書（様式 1 号） ・その他、交付申請書に記載された必要な書類 （契約書もしくは見積書の写し、建造物等の設置場所を示す図面、事業実施計画書及び図面、工事予定箇所の写真、町税等納税証明書、その他町長が必要と認める書類）
備 考	・本事業の対象になるか事前相談をお願いします。後日申請書に基づき、観光宿泊施設助成事業審査会において決定します。 ・事業着手前（契約前）に申請してください。 ・助成金交付の承認を受けた場合、当該事業完了の日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに事業完了届（様式 5 号）を提出してください。

○対象事業と助成率一覧

対象事業		助成率および限度額
(1) 大規模改修に係る事業	新規事業の開始又は事業承継に伴う改修	助成対象事業に要する費用の 10 分の 5 以内とし、200 万円を限度とする。
	大規模な宿泊施設の再生に係る改修（共用部の改修、客室の統合等、躯体工事を伴うもの）	

(2) 魅力向上に係る事業	施設の魅力向上に係る改修（トイレの洋式化、浴場の改修、ユニバーサルデザインに対応するために必要と認められる施設設備、公衆無線LAN（フリースポット）の構築）	助成対象事業に要する費用の10分の3以内とし、200万円を限度とする。（同一宿泊施設における「施設の魅力向上に係る事業」と「施設の維持補修に係る事業」に係る助成額の合計が同一年度内で限度額に達するまで）
(3) 維持補修に係る事業	外装に係る工事（壁面、屋根等の維持補修）	
	内装に係る工事（壁、畳、障子、襖、天井、床、床の間、欄間等の維持補修）	
(4) その他町長が認めた事業	その他町長が認めた施設整備に係る事業	上記に掲げる助成率及び限度額の内から町長が定める。

※助成を受けるためには、申請書に必要書類を添えて事前に申請いただき、審査会で承認を得る必要があります。決定前に工事をされた場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。

産業振興課 観光係：0266-27-1111（内線 271）

下諏訪町産業振興課 商工係兼移住定住促進室

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

電話 0266-27-1111 FAX 0266-28-1511

<http://www.town.shimosuwa.lg.jp>

ver. 20240401